

○横須賀市老人クラブ等補助金交付要綱

平成17年4月1日

(総則)

第1条 老人クラブ及び老人クラブ連合会(以下「老人クラブ等」という。)に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる老人クラブは、地域の理解と協力により高齢者が高齢者の福祉を図るため自主的な気運に基づき、新たに結成され、又は運営されている地域団体で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 老人クラブは、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するものであること。
 - (2) 会員は、概ね60歳以上の者であること。
 - (3) 会員数は、概ね30名以上であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
 - (4) 会員の取り扱いは、無差別にして平等であること。
 - (5) 老人クラブとして固定した会場又は事務所若しくは連絡所を有すること。
 - (6) 老人クラブの運営は、会員の総意によるとともに会員の自由を拘束し、又は主義思想、政治及び宗教に偏したものであってはならないこと。
 - (7) 老人クラブの代表者又は管理者は、民主的に選出されたものであること。
 - (8) 老人クラブの会合は、少なくとも月2回以上開催すること。
 - (9) 老人クラブの運営に要する年間の予算額は、次条第1項第2号に規定する運営費補助金額の合計額の2倍以上の額であること。
- 2 補助金の交付を受けることができる老人クラブ連合会は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 市内の老人クラブにより組織されていること。
 - (2) 代表者として会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くこと。
 - (3) 役員を選出に当たっては、年齢及び性別を問わず、適切に行うこと。
 - (4) 役員のほかに、活動別リーダーを置くこと。
 - (5) 老人クラブ及び神奈川県老人クラブ連合会と連携した調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業、催物、研修等の各種事業を行うこと。
- 3 老人クラブ等は、次に掲げる帳簿等を常に備えなければならない。
- (1) 金銭出納簿

- (2) 金銭出納関係書類
- (3) 運営日誌
- (4) 会員名簿
- (5) 規約等

(補助金の額)

第3条 老人クラブの補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 結成補助金(老人クラブの結成のための費用に対するもの) 1団体につき1万円
- (2) 運営費補助金(老人クラブの運営のための費用に対するもの) 別表のとおり

2 老人クラブ連合会の補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 運営費補助金(老人クラブ連合会の運営のための費用に対するもの)

ア 基本額 年額 174,000円

イ 人数割額 会員1名につき年額60円

- (2) 事業費補助金(老人クラブ連合会の事業実施のための費用に対するもの)

加入する老人クラブ1団体につき月額 800円

- (3) 健康づくり事業費補助金(老人クラブ連合会の健康づくり事業のための費用に対するもの)

前項第2号に規定する補助金の交付対象クラブ1団体につき年額 5,000円

3 前2項の補助金は、交付申請時の老人クラブ数及びその会員数により算出するものとする。

4 第1項第2号に規定する補助金の全額交付を受けようとする者は、当該年度の5月31日までに交付申請をしなければならない。

5 前項に定める期間を過ぎてから交付申請をした場合は、申請月から当該年度の3月までの月数に、別表に定める補助金額の12分の1を乗じた額（1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額）を補助金額とする。

(名簿の確認)

第4条 市長は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書の提出を受ける際に、会員の年齢及び会員数を確認するものとする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、老人クラブ等の規約とする。

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
- (届出)

第7条 補助金の交付を受けた老人クラブ等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 代表者、名称等に変更があったとき。
- (2) 規約を改正したとき。
- (3) 老人クラブ等の解散、休会、合併等があったとき。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条第1項関係)

会員数	年額
39人以下	10,470円
40人～49人	20,940円
50人～69人	41,880円
70人～79人	45,370円
80人～99人	48,860円
100人～199人	62,820円
200人以上	83,760円